

福島県待機児童対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法附則第14条第4項に基づき、待機児童解消を促進し、福島県内の教育・保育の提供体制の確保内容等を協議するため、福島県待機児童対策協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1)教育・保育の受け皿整備の推進に関すること
- (2)保育人材の確保及び資質の向上に関すること
- (3)その他、待機児童解消に向けた情報の共有・調整等に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は別表に掲げるものをもって構成する。

- 2 委員の任期は二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を各1名置く。

- 2 会長は、福島県こども未来局長の職にある者とし、議会の議長となる。
- 3 副会長は、委員の互選により選任し、会長を補佐する。
また、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

別表（第3条関係）

構成員	採択 団体 (※1)	待機 あり (※2)	分野
福島市担当課長	○	○	市町村
会津若松市担当課長	○		市町村
郡山市担当課長	○	○	市町村
いわき市担当課長	○	○	市町村
白河市担当課長	○	○	市町村
須賀川市担当課長	○	○	市町村
喜多方市担当課長	○		市町村
相馬市担当課長		○	市町村
二本松市担当課長	○	○	市町村
田村市担当課長	○	○	市町村
南相馬市担当課長	○	○	市町村
伊達市担当課長	○		市町村
本宮市担当課長	○		市町村
川俣町担当課長	○		市町村
鏡石町担当課長	○		市町村
西郷村担当課長	○	○	市町村
矢吹町担当課長	○		市町村
塙町担当課長		○	市町村
新地町担当課長		○	市町村
福島県認定こども園協会会長 古渡 一秀			福島県こども・子育て会議計画部会委員 学識経験者
福島県保育協議会副会長 宮内 隆光			
福島県学童クラブ連絡協議会会長 山田 和江			
福島県地域保育所協議会会長 丹治 洋子			
公益財団法人福島県私立幼稚園・認定こども園連合会常任理事 安齊 悦子			
福島県PTA連合会副会長 齋藤 徹			
NPO 法人しらかわ市民活動支援会副理事長 樋口 葉子			
福島県市長会 渡辺 明稔			
福島県町村会 関根 邦夫			
桜の聖母短期大学学長 西内 みなみ			
福島県こども未来局長			福島県

※1 「子育て安心プラン実施計画」が国に採択されている市町村

※2 協議を行う年度において待機児童が生じている市町村